

# 役員推薦規程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人青森県臨床検査技師会の役員の選出については、定款第 22 条及び組織運営規程第 2 条によるほか、この規程の定めるところによる。

(役員推薦委員会)

第 2 条 組織運営規程第 12 条により役員を推薦するため役員推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、定款第 22 条に定める役員候補者を推薦する。
3. 委員会は、役員に欠員が生じた場合は、後任者を推薦しなければならない。
4. その他役員 of 推薦に関し、必要な事項を掌る。

(役員推薦委員)

第 3 条 役員推薦委員（以下「委員」という。）は、組織運営規程別表に定める各支部より各 1 人選出し、合計 6 人で構成する。

2. 委員になるには、正会員で 5 年以上の会員歴を必要とする。
3. 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 役員又は役員に推薦された者は委員になれない。

(委員長、副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長、副委員長を置く。

2. 委員長、副委員長は、委員の互選による。

第 5 条 委員長は、役員候補者を総会に提案する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合は、前任者の所属支部から補選し、理事会の承認を得るものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び構成)

第 7 条 会議は、会長と協議し委員長が招集する。

2. 会議は、構成委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。
3. 委員の 3 分の 1 以上から、会議開催の請求があった場合、委員長は会議を招集しなければならない。
4. 委員の代理は、認めない。
5. 委員は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(役員 of 欠員補充)

第 8 条 役員に欠員が生じた場合は、組織運営規程に基づき、直ちに後任者を理事会に推薦しなければならない。

(役員候補者の決定)

第 9 条 委員会は、役員候補者が決定したときは、速やかにその旨を候補者に通知しなければならない。

2. 役員推薦決定を受けた候補者は、相当の理由がなければ辞退することはできない。通知を受けてから 5 日以内に辞退の申し出がなければ承諾したものとみなす。

(役員候補者名簿)

第 10 条 委員長は、総会 30 日前までに定款第 22 条に定める役員名簿を整備し、会長に通知するものとする。

2. 委員は、各支部で協議した理事候補者名簿を役員推薦委員長に、総会 40 日前までに提出するものとする。

(公示・告示)

第 11 条 役員推薦委員会は、総会の 3 か月以上前までに、適切な方法により役員推薦に関する公示及び告示をしなければならない。

2. 公示の有効期間は公示の日から 2 か月間とする。

(規程の変更)

第 12 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

## 附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正